

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規則	○ 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与課	1頁
	○ 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与課	2頁
	○ 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与課	3頁
	○ 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与課	3頁
	○ 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	教職員課	4頁
	○ 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則	教職員課	6頁
	○ 教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則	教職員課	17頁
	○ 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与課	20頁
	○ 三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則	高校教育課	20頁
	○ 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	高校教育課	20頁
	○ 三重県総合博物館等指定管理者選定委員会規則	社会教育・文化財保護課	21頁
告示	○ 三重県指定無形民俗文化財の解除	社会教育・文化財保護課	22頁
	○ 教育職員免許状に関する単位修得方法細則の一部を改正する告示	教職員課	22頁
訓令	○ 三重県立校長に対する人事事務等の委任及び専決に関する規程の一部を改正する訓令	教職員課	26頁
	○ 三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令	教職員課	26頁
公告	○ 公立学校の廃止届の受理	学校経理・施設課	27頁
	○ 公立学校の設置届の受理	学校経理・施設課	27頁
お知らせ	○ 三重県職員定数条例の一部を改正する条例	教職員課	28頁
	○ 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例	教職員課	28頁
	○ 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例の一部を改正する条例	教職員課	28頁
	○ 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	福利・給与課	29頁
	○ 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	教職員課	31頁
	○ 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例	教育財務課	31頁
	○ 旧三重県立幼稚園教員養成所条例の一部を改正する条例	教職員課	32頁
	○ 三重県総合博物館条例の一部を改正する条例	社会教育・文化財保護課	32頁
	○ 三重県立美術館条例の一部を改正する条例	社会教育・文化財保護課	34頁
	○ 三重県立熊野少年自然の家条例等の一部を改正する条例	教育総務課	36頁
	○ 知事等の給与の特例に関する条例	福利・給与課	37頁
	○ 一般競争入札の落札者の決定について	教育総務課	39頁

規則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を以下に公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県人事委員会委員長 竹 脇 博 子
三重県教育委員会委員長 森 健 夫

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則第一号

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十年三重県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「又は中学校」を「中学校又は義務教育学校」に改める。

第十四条第二項第五号中「九百円」を「千二百円」に改める。

第十八条第一項の表中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を、「中学校」の下に「（義務教育学校の後期課程を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和二十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県人事委員会委員長 竹 脇 博 子
三重県教育委員会委員長 森 健 夫

三重県人事委員会規則

三重県教育委員会規則第二号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和二十年三重県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第一号中「高等学校」の下に「若しくは中等教育学校」を加える。

別表第一中「松阪市立波瀬小学校」を「松阪市立波瀬小学校」に、「熊野市立上川小学校」を「熊野市立上川小学校」に、「度会郡南伊勢町立南島西小学校」を「度会郡大紀町立錦小学校」に、「熊野市立入鹿小学校」を「度会郡南伊勢町立南島西小学校」に、「鳥羽市立桃取小学校」を「度会郡大紀町立錦小学校」に、「伊賀市立比自岐小学校」を「伊賀市立比自岐小学校」に、「尾鷲市立三木小学校」を「熊野市立入鹿小学校」を「熊野市立飛鳥小学校」に改め、同表備考中「平成二十八年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。

別表第二中「尾鷲市立三木小学校」
「熊野市立新鹿小学校波須分校」
「熊野市立飛鳥小学校」
を

「北牟婁郡紀北町立西小学校」
「北牟婁郡紀北町立矢口小学校」
「熊野市立新鹿小学校波須分校」
「北牟婁郡紀北町立紀北中学校」
「熊野市立飛鳥中学校」
「南牟婁郡紀宝町立相野谷中学校」
に改め、同表備考中「平成二十八年四月一日」を

「平成二十九年四月一日」に改める。

別表第四中「多気郡大台町立宮川小学校」を「南牟婁郡御浜町立神志山小学校」に改め、「尾鷲市立北輪内中南牟婁郡紀宝町立相野谷小学校」

学校」を「尾鷲市立北輪内中学校」に改め、同表備考中「平成二十八年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。

別表第六中「及び中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和二十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県人事委員会委員長 竹森

三重県教育委員会委員長 脇川

健子

三重県人事委員会規則第三号
三重県教育委員会規則第三号

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和二十九年三重県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第六号中「減額された期間」の下に「育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認又は勤務時間条例第十八条の規定による介護休暇若しくは介護時間の承認を受けて勤務しなかつた期間に係る給付額を減額された期間を除く。」を加え、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号中「一日の勤務時間の一部について」を削り、「日が九十日」を「期間が三十日」に、「九十日を超えて勤務しなかつた期間」を「勤務しなかつた全期間」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 勤務時間条例第十八条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合は、その勤務しなかつた全期間

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和二十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県人事委員会委員長 竹森

三重県教育委員会委員長 脇川

健子

三重県人事委員会規則第四号
三重県教育委員会規則第四号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年三重県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「市町立学校の小学校及び中学校」を「市町立の小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の規定に基づき、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県人事委員会委員長 竹川博子
三重県教育委員会委員長 森脇健夫

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第五号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三重県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条の二中「第九条第一項」の下に「常態として当該子を養育することができるものとして」を加え、同条を同条第二項とし、同項の前に次の二項を加える。

条例第九条第一項のその他これらに準する者として規則で定める者は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号。以下「育児休業条例」という。）第二条の二に定める者とする。

第七条の五第一項第四号中「第七条の二」を「第七条の三第二項」に改める。

第七条の七及び第七条の八中「第九条の二」を「第九条の二第一項」に改める。

第七条の九を次のように改める。

（介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限等）

第七条の九 第七条の四から前条まで（第七条の五第一項第三号及び第四号並びに前条第一項第三号を除く。）の規定は、条例第十六条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第七条の四及び第七条の五中「第九条第一項」とあるのは「第九条第三項」と、第七条の五第一項第一号及び前条第一項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、第七条の五第一項第二号及び前条第一項第二号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第七条の七第一項、同条第五項、前条第一項及び同条第二項中「第九条第二項」とあるのは「第九条第四項」と、「第九条の二第一項」とあるのは「第九条の二第二項」と、第七条の七第一項中「条例第九条第二項又は条例第九条の二第一項」とあるのは「条例第九条第四項又は条例第九条の二第一項」とあるのは「条例第九条第二項又は条例第九条の二第一項」と、「条例第九条第二項又は条例第九条の二第一項」とあるのは「それぞれ条例第九条第四項に規定する措置を講じることが著しく困難であるかどうか」とあるのは「それぞれ条例第九条の正正常な運営を妨げるかどうか」と、同条第二項中「条例第九条第二項又は条例第九条の二第一項」とあるのは「条例第九条第四項」と、「条例第九条第二項又は条例第九条の二第一項に」とあるのは「同項に」と、前条第一項中「次の各号」とあるのは「前項第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

第七条の十中「前八条」を「前七条」に改め、「制限」の下に「又は免除」を加える。

第七条の十一第一項第二号中「職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）」を「育児休業条例」に改める。

第十二条第七号中「子」の下に「（条例第九条第一項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第十五号中「義務教育終了前の子」を「高等学校等を卒業し、又は修了するまでの子」に改める。

第十三条に次の六項を加える。

3 条例第十六条第一項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を休暇簿に記入して、教育委員会に対し行わなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第七項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

5 職員は、第二項の申出に基づき前項若しくは第七項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第七項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、教育委員会に対し申し出なければならない。

6 教育委員会は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第四項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定

するものとする。

7 第四項又は前項の規定にかかわらず、教育委員会は、それぞれ、申出の期間又は第二項の申出に基づき第四項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第五項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第十八条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算是、暦に従つて計算し、一月に満たない期間は、三十日をもつて一月とする。

第十五条第一項中「二時間」の下に「介護時間にあつては三十分」を加え、同条第七項を同条第八項どし、同条第六項を同条第七項どし、同条第五項中「四時間」の下に「（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）」を加え、同項の次に次の二項を加える。

6 介護時間は、一日（当該介護時間と要介護者を異にし、半日を単位とする介護休暇の承認を受けた日を除く。）を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（育児休業条例第二十八条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

第十八条中「介護休暇」の下に「若しくは介護時間」を、「条例第十六条第一項」の下に「若しくは第十六条の二第一項」を加える。

第十九条中「介護休暇」の下に「、介護時間」を加える。

第二十二条第一項中「介護休暇」の下に「又は介護時間」を加え、同条第二項中「条例第十六条第二項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、一回の指定期間」に改め、「期間」の下に「（当該指定期間が一週間未満である場合その他の県委員会が人事委員会と協議して定める場合には、県委員会が人事委員会と協議して定める期間）」を加える。

別表第三中備考第四項を備考第五項どし、備考第三項を備考第四項どし、備考第二項を備考第二項どし、備考第一項の次に次の二項を加える。

2 子には、条例第九条第一項において子に含まれるものとされる者を含む。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、附則第七項の規定は、公布の日から施行する。
(平成二十九年改正条例附則第二項の規定による指定期間の指定)

2 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年二重県条例第二十七号。以下「平成二十九年改正条例」という。）附則第二項に規定する職員の申出は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「勤務時間条例」という。）第十六条第一項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の末日とすることを希望する日を休暇簿に記入して、教育委員会（公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「勤務時間規則」という。）第二条第二項に規定する教育委員会をいう。以下同じ。）に對し行わなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、平成二十九年改正条例附則第二項に規定する初日（以下「初日」という。）から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

4 平成二十九年改正条例附則第二項に規定する職員（以下「職員」という。）は、第二項の申出に基づき前項若しくは第六項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第六項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、教育委員会に対し申し出なければならない。

5 教育委員会は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

6 第二項又は前項の規定にかかわらず、教育委員会は、それぞれ、平成二十九年四月一日から第一項の規定により申し出た指定期間の末日とする 것을 希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は第二項の申出に基づき第三項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第四項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり勤務時間規則第十八条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが

明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

(準備行為)

- 7 第二項の指定期間の指定の申出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県教育委員会委員長 森 脩 健 夫

三重県教育委員会規則第二号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

の一部を次のよう改正する。

第七条の二の次に次の二条を加える。

(免許法別表第八による場合)

第七条の二 免許法別表第八の規定により幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の一種免許状又は高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、免許法施行規則第一八条の二の表備考四号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号に掲げる場合の区分ごとに、各号の表の第三欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第四欄に掲げる単位を修得するものとする。

幼稚園の教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
有することを必要とする免許状 小学校教諭普通免許状	有することを必要とする免許状に関する在職年数 二	受けようとする免許状に関する在職年数 ○	教職に関する科目 六
	一	三	六 三

二 小学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
有することを必要とする免許状	有することを必要とする免許状に関する在職年数	受けようとする免許状に関する在職年数	教職に関する科目
幼稚園教諭普通免許状	三	○	一二
中学校教諭普通免許状	三	一	一〇
		七	七
		一二	一二
		九	九
		六	六

三 中学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合

第一欄 許状 必要とする免 許状 普通免許状 高等学校教諭 普通免許状	第二欄 有することを 必要とする免 許状に関する在職 年数	第三欄 受けようとする免 許状に関する在職 年数	第四欄 教科に関する科目 教職に関する科目 教科又は教職に 関する科目	第五欄 教科又は教 職に関する科 目
二	二	一〇	一〇	一四

四 高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合

第一欄 許状 必要とする免 許状 普通免許状(二 種免許状を除 く)	第二欄 有することを 必要とする免 許状に関する在職 年数	第三欄 受けようとする免 許状に関する在職 年数	第四欄 教職に関する科目 教職に関する科目 教科又は教職に 関する科目	第五欄 教科又は教 職に関する科 目
二	一〇	一〇	一〇	一〇

第1号様式を次のとおりに改める。

第1号様式（第9条関係）（規格A4）

校長印		受付印
		所轄庁

教育職員免許状授与等申請書

年 月 日

三重県教育委員会宛て

現住所			
勤務先又は 勤務予定校			
フリガナ 名前 〔楷書で正確に 記載すること〕		本籍地	
		都道	
		府県	
生年月日	年	月	日生
平成21年3月31日以前に普通免許状又は特別免許状（臨時免許状を除く。）の 授与を受けたことが	ある	ない	

次の教育職員免許状を授与等してください。

免許状 の種類	教諭	免許状	教科又は 教育領域
------------	----	-----	--------------

第1号様式の11や次のものに該当。

第1号様式の2 (第9条関係) (規格A4)

教育職員免許状授与等申請書 (一括申請用)

年 月 日

三重県教育委員会宛て

フリガナ		本籍地
名前 〔楷書で正確に記載すること〕		都道府県
生年月日	年月日	生

次の教育職員免許状を授与等してください。

番号	免許状の種類		教科又は教育領域
1	教諭	免許状	
2	教諭	免許状	
3	教諭	免許状	
4	教諭	免許状	
5	教諭	免許状	
6	教諭	免許状	

学校及び学部学科名	
専攻 (大学院のみ)	
授与等年月日	年月日
平成21年3月31日以前に普通免許状又は特別免許状(臨時免許状を除く。)の授与を受けたことが	ある ない

第一号様式を次のように改める。

三
世
紀
書
記

平成半成書

中華書局影印
新編增補唐詩一編

平成半成書

1

第二回 蘭桂坊的賭博場，金錢場，是賭博的中心，也是賭博的發源地。

新編和漢書卷之二
新編和漢書卷之二

成子五名以重其事而用其能。所以使士卒知其赏罚必信。故能得人。故曰：「知人者智也。」

Digitized by srujanika@gmail.com

106. *Leucosia* (Leucosia) *leucostoma* (Fabricius) (Fabricius, 1781: 113). Type locality: "India".

.....

.....

.....
.....
.....
.....
.....

卷之三

100

本日はお仕事で忙しくお出でになられる方へ、お手軽な休憩用のドリンクを販売する

10 of 10

三、在本办法施行前，已经取得《医疗机构执业许可证》的中医诊所，应当自本办法施行之日起六个月内向所在地县级中医药管理部门申请换发《医疗机构执业许可证》，逾期不申请换发的，由中医药管理部门依法予以处理。

11

10

10

111

第3号様式(第9条関係)(規格A4)

校長印		受付印	
		所轄庁	

教育職員免許状交付申請書

年 月 日

三重県教育委員会宛て

現住所			
勤務先又は勤務予定校			
フリガナ 名前 〔楷書で正確に記載すること〕		本籍地	
		都道府県	
生年月日	年	月	日生
平成21年3月31日以前に普通免許状又は特別免許状(臨時免許状を除く。)の授与を受けたことが	ある	ない	

次の教育職員免許状を教育職員免許法施行法第1条により交付してください。

免許状の種類	教諭	免許状	教科又は教育領域
基礎免許状			教科又は教育領域

第四号様式を次のとおり改める。

第4号様式(第9条関係) (規格A4)

校長印		受付印	
		所轄庁	

教育職員免許状換申請書

年 月 日

三重県教育委員会宛て

現住所			
勤務先又は勤務予定校			
名前			年 月 日生

次の教育職員免許状を書換えてください。

異動後 本籍地	都道府県	フリガナ 名前	
異動前 本籍地	都道府県	フリガナ 名前	
免許状の種類		教科又は 教育領域	番号
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

第5号様式を次の通りに改め。

第5号様式(第9条関係)(規格A4)

校長印		受付印
		所轄庁

教育職員免許状再交付申請書

年 月 日

三重県教育委員会宛て

現住所			
勤務先又は 勤務予定校			
フリガナ 名前 (楷書で正確に 記載すること)			本籍地 都道府県
生年月日	年 月 日生		

次の教育職員免許状を破損(紛失)しましたので、再交付してください。

免許状 の種類	教諭	免許状	教科又は 教育領域
授与番号	第	号	授与等 年月日

第六号様式を次のとおりに改める。

第6号様式(第9条関係)(規格A4)

(表面)

履歴書

現住所					
フリガナ 名前	旧姓()昭和・平成 年 月 日生			本籍地	都道府県
1 所有免許状					
授与年月日	免許状の種類	教科又は 教育領域	番号	根拠規定	授与権者
・・					
・・					
・・					
・・					
・・					
・・					
2 学歴					
在学年間	学校名及び部科名		卒修 中退	国公私 立	何年制 在学年数
・・～・・					
・・～・・					
・・～・・					
・・～・・					
・・～・・					
・・～・・					
・・～・・					
3 賞罰、身上異動					
年月日	事項				
・・					
・・					
・・					

(裏 面)

4 職歷

上記のとおり、相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

校長名 又は

所屬長 職 名前

三

第11回中継付や次のとおりです。

第24号様式(第29条関係)(規格A4)

受付印			
所轄庁		教職員課	

特別非常勤講師届出書

年 月 日

三重県教育委員会宛て

任命権者又は
学校長名

印

教育職員免許法第3条の2第2項の規定により、次の者を講師(非常勤)に充てることを届け出ます。

記

設置者及び学校名			
名前			
生年月日	年 月 日生	年齢	歳
教科又は クラブ活動等		担当 週時数	
教授又は実習を担任しようとする事項の内容			
教授又は実習を担任しようとする期間	年 月 日	～	年 月 日
教授又は実習を担任させる理由			
人物に関する所見			
特技・資格			

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の教育職員免許状に関する規則により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県教育委員会委員長

森

脇

健

三重県教育委員会規則第四号

教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状の更新等に関する規則（平成二十二年三重県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号、第五条第二号及び第七条第二号中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

第六号様式を次のとおり改める。

(表面)
第6号様式(第9条関係) (規格A4)

校 長 印		受付印	
		所 轄 庁	

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年
法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認申請書

三重県教育委員会宛て

年 月 日

(フリガナ 名前)		生年月日 年 月 日	修了確認期限 年 月 日
修了確認期限時点 での職業	(勤務先) (職名)		
現在の職業	(勤務先) (職名)		
現住所		電話	本籍地

【有する免許状】

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に 記載の名前	免許状に 記載の本籍地

下記のとおり、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法施行規則の一部を改
正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定に基づき、教育職員免
許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3
項第3号に規定する確認を受けることを申請します。

【修了又は履修した免許状更新講習】

領域	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	
選択領域		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

(裏 面)

【有する免許状】

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の名前	免許状に記載の本籍地

附 則

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第六号様式の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の教育職員免許状の更新等に関する規則により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県教育委員会委員長 森 脩 健 夫

三重県教育委員会規則第五号

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和三十二年三重県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一加給額の欄中「一日につき公立学校職員の給与に関する条例（昭和二十年三重県条例第十号）」を「給与条例」に、「二十一分の一に相当する額（十円未満の端数は、切り捨てた額）」を「範囲内で教育長が別に定める額」に改める。

別表第二加算額の欄中「一日につき公立学校職員の給与に関する条例」を「給与条例」に、「二十一分の一に相当する額（十円未満の端数は、切り捨てた額）」を「範囲内で教育長が別に定める額」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県教育委員会委員長 森 脩 健 夫

三重県教育委員会規則第六号

三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則

三重県立高等学校学則の基準に関する規則（昭和三十二年三重県教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「発達」の下に「及び進路」を加え、「高等普通教育」を「高度な普通教育」に改める。

第十二条中「学校を卒業した者」を「学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県教育委員会委員長 森 脩 健 夫

三重県教育委員会規則第七号

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

三重県立学校の管理運営に関する規則（平成十三年三重県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「学校を卒業した者」を「学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者」に改める。

別表一三重県立城山特別支援学校草の実分校の項及び三重県立緑ヶ丘特別支援学校の項を削り、同表中

三重県立くわな特別支援学校	小学校部 中学校部 高等部	普通科
---------------	---------------------	-----

を

三重県立くわな特別支援学校	小学校部 中学校部 高等部	普通科
三重県立かがやき特別支援学校	小学校部 中学校部 高等部	普通科
草の実分校 あすなろ分校	小学校部 中学校部 高等部	普通科

に改める。

附 則

この規則は平成二十九年四月一日から施行する。

三重県総合博物館等指定管理者選定委員会規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県教育委員会委員長

森

脇

大

三重県教育委員会規則第八号

三重県総合博物館等指定管理者選定委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、三重県総合博物館条例（平成二十一年三重県条例第六十四号）第七条第六項及び三重県立美術館条例（昭和五十七年三重県条例第一号）第七条第六項の規定に基づき、指定管理者の選定に関する委員会（以下「選定委員会」という。）の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第二条 選定委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第二条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 選定委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第四条 選定委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する委員がその職務を行ふ。

(委員の責務)

第五条 委員は、三重県総合博物館条例第五条及び三重県立美術館条例第五条の規定により指定管理者の指定を

申請したもの（次項及び次条において「申請団体」という。）に対し、指定管理者の選定に関する情報の提供、助言その他の援助を行つてはならない。

2 委員は、次に掲げる場合には、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

一 委員が申請団体と利害関係を有するものと認められる場合

二 申請団体から委員に対し、指定管理者の選定に関する働きかけがあつた場合

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員の除斥）

第六条 委員は、申請団体と利害関係を有するものと認められる場合は、その職務の執行から除斥される。

（庶務）

第七条 選定委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

（委任）

第八条 この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮つて定める。

附 則

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、附則第一項の規定は、公布の日から施行する。

2 三重県総合博物館条例（平成二十五年三重県条例第六十四号）附則第一項及び三重県立美術館条例（昭和五十七年三重県条例第一号）附則第一項に規定する指定及びそれに關し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、この規則の第一条から第八条までの規定の例により行つるものとする。

件　示

三重県教育委員会告示第7号

三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72号）第28条第5項の規定により、次のとおり三重県指定無形民俗文化財を解除しました。

平成29年3月3日

三重県教育委員会

種別	名称	所在地	指定日	解除日	保持団体
無形民俗文化財	鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁技術	鳥羽市内・志摩市内	平成26年1月23日	平成29年3月3日	鳥羽海女保存会 志摩海女保存会
解除理由	文化財保護法第78条第1項の規定により、平成29年3月3日付け文部科学省告示第34号で重要無形民俗文化財に指定されたため				

教育職員免許状に関する単位修得方法細則の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成二十九年三月二十八日

三重県教育委員会委員長 森 脩 健 夫

三重県教育委員会告示第8号

教育職員免許状に関する単位修得方法細則の一部を改正する告示

教育職員免許状に関する単位修得方法細則（平成十一年三重県教育委員会告示第十三号）の一部を次のように改正する。

一 免許状取得一覧の2 一種免許状の授与を受けるときの表の、高等学校教諭の項を次のように改める。

一 免許状取得一覧の3 二種免許状の授与を受けるときの表、幼稚園教諭、小学校教諭及び中学校教諭の項を次のように改める。

論		小学校教		二種免許状		臨時免許状	
中学校教	許状	小学校教	許状	中学校教	論普通免許状	幼稚園教	論普通免許状
高等学校教	許状	小学校教	許状	中学校教	論普通免許状	上の専門学校卒業、修業年限四年以	施行法第一条第一項の表の
免許状	論普通免	論普通免	論普通免	論普通免	上の専門学校卒業、修業年限四年以	第二号、第三号、第七号、第八号若しくは第九号又は	施行法第一条第一項の表の
					校高等科教員免許状、高等女学校高等科及び専攻科教員免許状又は旧学士の称号	第六号、第九号、第十号、第十一号、第十二号、第十三号、第十四号の規定に該當	施行法第一条第一項の表の
					又は実業学校教員免許状	五号、第十五号の一若しくは第二十四号の規定に該當	施行法第一条第一項の表の
					中学校高等女学校教員免許状、高等女学校教員免許状	十一号、第十二号、第十三号、第十四号の規定に該當	施行法第一条第一項の表の
					別表第八	別表第二	施行法第一条第一項の表の
					別表第二	別表第二	施行法第一条第一項の表の
					別表第二	別表第二	施行法第一条第一項の表の
					別表第八	別表第八	施行法第一条第一項の表の
					別表第八	別表第八	施行法第一条第一項の表の
					別表第八	別表第八	施行法第一条第一項の表の
単位	三年9	単位	三年14	単位	六年45	五年10	一年10
	8の5		8の4		3の17	8の3	3の16
						3の15	3の14
							六、年45
							三、年15
							三、年の4

二 単位修得一覧の免許法別表第七の規定の適用を受ける場合の表の次に、次のように加える。

「免許法別表第八、免許法施行規則第十八条の二の表備考第四の規定の適用を受ける場合

備考二を次のように改める。

二 別表第二の規定の適用を受けて中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、施行規則第四条の表第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、幅広く修得するように努めなければならない。

また、別表第八の規定の適用を受けて中学校の教諭の一種免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、施行規則第四条の規定を準用するものとする。

備考四中「第四条」を「第五条」改め、「なお、別表第八の規定の適用を受ける場合は、施行規則第十八条の表の規定を準用するものとする。」を加える。

備考に次の一項を加える。

十三、朋表八の「受付ようとする免許状に關する在職年数」は、平成二十六年四月一日以後のものとする。

付記

この細則は、公布の日から施行する。

訓 令

教委訓第9号

各県立学校

三重県立学校長に対する人事事務等の委任及び専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成29年3月28日

三重県教育委員会委員長 森 脇 健 夫

三重県立学校長に対する人事事務等の委任及び専決に関する規程の一部を改正する訓令

三重県立学校長に対する人事事務等の委任及び専決に関する規程（昭和37年教委訓第177号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の一号を加える

(8) 介護休暇の指定期間の指定に関すること。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

教委訓第10号

各県立学校

三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成29年3月28日

三重県教育委員会委員長 森 脇 健 夫

三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令

三重県立学校事務決裁規程（平成15年教委訓第1号）の一部を次のように改正する。

別表の第3項を次のように改める。

3 所属職員の服務、給与等に関すること	1 校長、教頭及び事務長（以下「管理職員」という。）の時間外・休日勤務命令	<input type="radio"/>			※
	2 管理職員の旅行命令	<input type="radio"/>			※
	3 管理職員の休暇に関する承認	<input type="radio"/>			※
	4 管理職員の介護休暇の指定期間の指定	<input type="radio"/>			※
	5 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員（校長及び教頭を除く。以下「教育職員」という。）の時間外・休日勤務命令	<input type="radio"/>			※
	6 教育職員の旅行命令	<input type="radio"/>			※
	7 教育職員の休暇に関する承認		<input type="radio"/>		
	8 教育職員の介護休暇の指定期間の指定		<input type="radio"/>		
	9 教育職員の現職教育計画の策定		<input type="radio"/>		
	10 教頭及び教育職員の研修計画及び報告等の承認	<input type="radio"/>			※
	11 事務職員（事務長を除く。）、学校司書、現業職員及び臨時労務員（以下「事務職員等」という。）の時間外・休日勤務命令			<input type="radio"/>	
	12 事務職員等の旅行命令			<input type="radio"/>	

13 事務職員等の休暇に関する承認	<input type="radio"/>
14 事務職員等の介護休暇の指定期間の指定	<input type="radio"/>
15 臨時の任用職員の任免に関する具申	<input type="radio"/>
16 非常勤職員の任免に関する具申	<input type="radio"/>
17 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱 及び解嘱	<input type="radio"/>

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

公 告

三重県教育委員会公告

公立学校の廃止届を次のとおり受理しました。

平成29年3月28日

三重県教育委員会

名 称	廃止しようとする日	廃 止 の 理 由
津市立長野小学校		
津市立高宮小学校		
津市立辰水小学校		
津市立美里中学校	平成29年3月31日	長野小学校、高宮小学校、辰水小学校及び美里中学校の4校を再編し、義務教育学校として、みさとの丘学園を設置するため
津市立高茶屋小学校あすなろ分校		
津市立南郊中学校あすなろ分校	平成29年3月31日	三重県立かがやき特別支援学校あすなろ分校が開校するため

公立学校の設置届を次のとおり受理しました。

平成29年3月28日

三重県教育委員会

名 称	位 置	設置しよう とする日	設 置 の 理 由
津市立みさとの丘学園	津市美里町三郷84番地	平成29年 4月1日	長野小学校、高宮小学校、辰水小学校及び美里中学校の4校を再編し、義務教育学校として、みさとの丘学園を設置するため

お 告 ひ ば

平成29年3月28日付け三重県公報号外及び第2889号に、教育委員会関係条例等が次のように掲載されました。

三重県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六号

三重県職員定数条例の一部を改正する条例

三重県職員定数条例（昭和二十四年三重県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。
第二条第一号中「四、三六四人」を「四、三四六人」に改め、同条第三号中「一七〇人」を「一七六人」に改め、同条第九号中「一九八人」を「一九六人」に改め、同条第十号中「三〇〇人」を「二九九人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第二十四号

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例

公立学校職員定数条例（昭和三十二年三重県条例第九号）の一部を次のように改正する。
第二条第一号中「三、一一五〇人」を「三、一一〇〇人」に、「一一一一人」を「一一九人」に、「一一三人」を「一一人」に、「三、五九四人」を「三、五四〇人」に改め、同条第二号中「一、一一〇人」を「一、一四六人」に、「一一人」を「一一人」に、「五五人」を「五七人」に、「一、一一〇人」を「一、一四九人」に改める。
第四条第一号中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加え、「六、一一四人」を「六、一六人」に、「三七九人」を「三六七人」に、「一一八人」を「一一六人」に、「三八五人」を「三七六人」に、「七、〇〇六人」を「六、九七五人」に改め、同条第二号中「中学校」の下に「（義務教育学校の後期課程を含む。）」を加え、「三、五〇二人」を「三、四六二人」に、「一五五人」を「一五四人」に、「一七四人」を「一七一人」に、「三、八六二人」を「三、八一七人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第二十五号

三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例の一部を改正する条例

三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例（平成十一年三重県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「又は学部の学部長」を「若しくは学部の学部長又はこれらに準ずる者」に改め、同条第二号中「中学校」の下に「（義務教育学校）」を加え、「又は特別支援学校の校長」を「（中等教育学校若しくは特別支援学校の校長又はこれらに準ずる者）」に改め、同条第二号中「学校教育に関する学識経験を有する者」を「（委員会が必要と認める者）」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に三重県教育職員特別免許状授与審査委員である者は、この条例の施行の日に、この

条例による改正後の三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例第三条の規定により三重県教育職員特別免許状授与審査委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は同条例第四条第一項の規定にかかわらず、平成二十九年十一月十五日までとする。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第二十六号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

第十五条第二項第二号中「及び孫」を削り、同項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三十二歳に達する日以後の最初の三月三十日までの間にある孫

第十五条第二項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき六千五百円、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については一人につき一万元とする。

第十五条第五項中「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に該当する事が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第二号中「第一項第二号又は第四号」を「扶養親族である子又は第二項第三号若しくは第五号」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項第六項中「すべて」を「全て」に改め、同項第七項中「これを受けている職員に更に第五項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族である要件を次くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第五項第一号」を「第一号」に改め、「扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。」及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

一 扶養手当を受けている職員に更に第五項第一号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第五項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族である要件を次くに至つた場合

三 職員の扶養親族である子で第五項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第十六条の二第二項中「県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十七年三重県条例第二号）」を「現業職員条例」に改める。

第十七条の四第四項中「又は中学校」を「中学校又は義務教育学校」に改める。

第二十五条の二第一項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

附則に次の二項を加える。

（新たに給料表の適用を受けることとなつた職員に関する経過措置）

16 平成二十九年十月一日（以下この項から附則第十八項までにおいて「給料表適用日」という。）に新たに行政職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受けることとなつた職員（給料表適用日の前日において、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例又は現業職員条例の適用を受けていた者に限る。次項及び附則第十八項において同じ。）で、その者の受けた給料月額（教職調整額を含む。以下この項において同じ。）が給料表適用日の前日において受けた給料月額に相当する額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

17 給料表適用日に新たに行政職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受けることとなつた職員（前項に

規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 18 紹料表適用日の翌日以後に新たに行政職紹料表又は高等学校等教育職紹料表の適用を受けることとなつた職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による紹料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、紹料を支給する。
別表第二備考(一)中「及び小学校」を「小学校及び義務教育学校」に改める。

別表第四の二口の表中「及び中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、附則に二項を加える改正規定は、平成二十九年十月一日から施行する。

(平成三十年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例)

- 2 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の公立学校職員の給与に関する条例第十五条第二項、第五項及び第七項の規定の適用については、同条第三項中「前項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき六千五百円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者」という。）については一万円」と、「一万円」とあるのは「八千円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち一人については一万円）、同項第二号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である父母等」という。）については一人につき六千五百円（職員に配偶者及び扶養親族である子がない場合にあつては、そのうち一人については九千円）」と、同条第五項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、「二 扶養親族である要件を次くに至つた者がある場合（扶養親族である子又は第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族である要件を次くに至つた場合を除く。）」

「二 扶養親族である要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族である子又は第二項第二号若し
どあるのは 三 扶養親族である子又は父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する

四 扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第
五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十日の経過により、扶養親族で
配偶者を除く。）

一号に該当する場合を除く。)

と、同条第七項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第五項第二号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族である子で第五項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子を有するに至つた場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で第一項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、三重県教育委員会及び三重県人事委員会が共同で定める規則で定める。

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

二重県知事 鈴木英敬

三重県条例第二十七号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「の子」の下に「（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準する者として規則で定める者を含む。以下この項及び次項並びに次条において同じ。）」を、「この項」の下に「及び第三項」を加え、同条第二項中「次条」を「第四項及び次条」に改め、同条第二項を次のように改める。

3 県委員会は、第十六条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

第九条第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

4 県委員会は、要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、一月について二十四時間、一年について百五十時間を超えて、第八条第二項に規定する勤務をさせてはならない。

第九条の二の見出し中「育児」の下に「又は介護」を加え、同条に次の二項を加える。

2 県委員会は、要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、第八条第二項に規定する勤務をさせてはならない。

第十二条中「介護休暇」の下に「、介護時間」を加える。

第十六条第一項中「するため」の下に「県委員会が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、二回を超せず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次条第一項において「指定期間」という。）内において」を加え、同条第二項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する六月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（介護時間）

第十六条の二 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する二年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の期間は、前項に規定する期間内において一日につき一時間を超えない範囲内で必要と認められる期間とする。

3 前条第三項の規定は、介護時間について準用する。

第十八条中「介護休暇」の下に「、介護時間」を加える。

附 則

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 この条例による改正前の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十六条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下「初日」という。）から起算して六月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十六条第一項に規定する指定期間については、県委員会は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して六月を経過するまでの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

二重県立高等学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

二重県知事 鈴木英敬

三重県条例第二十八号

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例

三重県立高等学校条例（昭和三十九年三重県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「百五十円」を「一百五十円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

旧三重県立幼稚園教員養成所条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第二十九号

旧三重県立幼稚園教員養成所条例の一部を改正する条例

三重県立幼稚園教員養成所条例を廃止する条例（平成四年三重県条例第二十二号）附則第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧三重県立幼稚園教員養成所条例（昭和三十九年三重県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「百五十円」を「一百五十円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県総合博物館条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十号

三重県総合博物館条例の一部を改正する条例

三重県総合博物館条例（平成二十五年三重県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条を第二十三条とし、第十九条を第二十二条とする。

第十八条第一号中「第五条」を「第十五条」に改め、同条第二号中「第六条」を「第十六条」に改め、同条第三号中「第七条」を「第十七条」に改め、同条第四号中「第八条」を「第十八条」に改め、同条第五号中「第九条」を「第十九条」に改め、同条第六号中「第十一条」を「第二十一条」に改め、同条を第二十一条とする。

第十七条を第二十条とし、第十四条から第十六条までを十三条ずつ繰り下げる。

第十二条第二項中「第八条」を「第十八条」に、「第九条」を「第十九条」に改め、同条を第二十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

（原状回復義務）

第二十四条 指定管理者は、指定の期間が満了したときは、又は法第一百四十四条の一第一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなつた施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

（損害賠償義務）

第二十五条 指定管理者は、故意又は過失により施設等を損壊し、又は滅失したときは、それによつて生じた損害を県に賠償しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十六条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であつた者は、博物館の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第十二条を第二十二条とする。

第十二条中「第八条」を「第十八条」に、「第九条」を「第十九条」に改め、同条第五号中「第五条」を「第十五条」に改め、同条を第二十二条とする。

第十条第二項中「第八条」を「第十八条」に改め、同条を第二十条とする。

第九条を第十九条とし、第八条を第十八条とし、第七条を第十七条とする。

第六条第三号中「第五条」を「前条」に改め、同条を第十六条とする。

第五条中「第七条」を「第十七条」に、「第八条」を「第十八条」に、「第十二条」を「第二十二条」に、「第十三条」を「第二十三条」に、「第九条」を「第十九条」に改め、同条を第十五条とする。

第四条第一項中「博物館の施設及び設備（以下「施設等」という。）」を「施設等」に改め、同条を第十四条とする。

第二条を第十三条とし、第一条の次に次の十条を加える。

（指定管理者による管理）

第三条 博物館の管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第一百四十四条の一第三項の規定により、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

2 議会の議員、知事、副知事並びに法第二百八十一条の五第一項及び第一項に規定する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員は、主として博物館の管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準すべき者、支配人及び清算人（以下この項において「役員等」という。）たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 博物館の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理及び修繕に関する業務

二 前号に掲げるもののほか、博物館の管理に関する業務のうち、教育委員会が必要と認める業務

（指定管理者の指定の申請）

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、教育委員会が別に定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

一 博物館の事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして別に定める書類

（指定管理者の指定）

第六条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によりその申請を審査しなければならない。

一 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。

三 事業計画の内容が、博物館の効用を最大限發揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。

四 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。

五 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

2 教育委員会は、前項の規定により審査した結果、博物館を最も効果的に管理することができると認めたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

（選定委員会）

第七条 教育委員会は、前条第一項の審査を適正に行うため、教育委員会の附属機関として、指定管理者の選定に関する委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

一 審査基準及び配点表の作成に関する事項

二 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項

三 その他指定管理者の選定を行つに当つて必要な事項

3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

4 委員は、博物館の管理に関し優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

5 委員の任期は、任命の日から前条第一項の規定により指定管理者を指定する日までとする。

6 前各項に定めるものほか、選定委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（指定等の告示）

第八条 教育委員会は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

一 第六条第二項の規定により指定管理者を指定したとき。

二 法第二百四十四条の二第二項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(協定の締結)

第九条 教育委員会は、指定管理者と次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

- 一 博物館の管理に関する事項
- 二 次条に規定する事業報告書に関する事項
- 三 法第二百四十四条の二第十一項に規定する指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- 四 管理の業務を行うに当たつて保有する個人情報の保護に関する事項
- 五 県が支払うべき管理費用に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第十条 指定管理者は、毎年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して一月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 博物館の管理の業務の実施状況及び利用状況
- 二 博物館の管理の業務に係る経費の収支状況
- 三 前二号に掲げるもののほか、博物館の管理の業務の実態を把握するために必要な事項

(業務状況の聴取等)

第十二条 教育委員会は、博物館の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に関し毎年度一回又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(教育委員会による管理)

第十三条 教育委員会は、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行つことが困難となつた場合において必要があると認めるときは、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

別表第一中「第四条」を「第十四条」に改める。

別表第二中「第十二条」を「第二十二条」に改める。

別表第三中「第十三条」を「第二十三条」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三重県総合博物館条例（以下「新条例」という。）第三条第一項の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行つことができる。

三重県立美術館条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十一号

三重県立美術館条例の一部を改正する条例

三重県立美術館条例（昭和五十七年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二十条を第二十三条とし、第十五条から第十九条までを十二条ずつ繰り下げる。

第十四条第一号中「第五条」を「第十五条」に改め、同条第二号中「第六条」を「第十六条」に改め、同条第三号中「第七条」を「第十七条」に改め、同条第四号中「第八条」を「第十八条」に改め、同条第五号中「第九条」を「第十九条」に改め、同条第六号中「第十二条」を「第二十二条」に改め、同条を第二十七条とする。

第十二条を第二十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

(原状回復義務)

第二十四条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなつた施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第二十五条 指定管理者は、故意又は過失により施設等を損壊し、又は滅失したときは、それによつて生じた損害を県に賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十六条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの人であつた者は、美術館の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第二十二条を第二十二条とする。

第十一条各号列記以外の部分中「第八条」を「第十八条」に、「第九条」を「第十九条」に改め、同条第一号中「第八条」を「第十八条」に、「第九条」を「第十九条」に改め、同条第四号中「第五条」を「第十五条」に改め、同条を第二十二条とする。

第十条を第二十条とし、第六条から第九条までを十条ずつ繰り下げる。

第五条中「第九条」を「第十九条」に改め、同条を第二十五条とする。

第四条を第十四条とし、第二条を第十三条とし、第二条の次に次の十条を加える。

(指定管理者による管理)

第三条 美術館の管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第一百四十四条の一第三項の規定により、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

2 議会の議員、知事、副知事並びに法第百八十一条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員は、主として美術館の管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準すべき者、支配人及び清算人（以下この項において「役員等」という。）たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準するもの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行ふものとする。

一 施設等の維持管理及び修繕に関する業務

二 前号に掲げるもののほか、美術館の管理に関する業務のうち、教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、教育委員会が別に定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

一 美術館の事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして別に定める書類

(指定管理者の指定)

第六条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によりその申請を審査しなければならない。

一 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。

三 事業計画の内容が、美術館の効用を最大限發揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。

四 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。

五 指定を受けようとするものが、事業計画に沿つた管理を安定して行つたために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

2 教育委員会は、前項の規定により審査した結果、美術館を最も効果的に管理することができると認めたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

(選定委員会)

第七条 教育委員会は、前条第一項の審査を適正に行つたため、教育委員会の附属機関として、指定管理者の選定に関する委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

一 審査基準及び配点表の作成に関する事項

二 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項

三 その他指定管理者の選定を行つに当たつて必要な事項

3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

- 4 委員は、美術館の管理に關し優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が任命する。
- 5 委員の任期は、任命の日から前条第二項の規定により指定管理者を指定する日までとする。
- 6 前各項に定めるものほか、選定委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。
(指定等の告示)

第八条 教育委員会は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

- 一 第六条第二項の規定により指定管理者を指定したとき。
- 二 法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(協定の締結)

第九条 教育委員会は、指定管理者と次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

- 一 美術館の管理に関する事項
- 二 次条に規定する事業報告書に関する事項
- 三 法第二百四十四条の二第十一項に規定する指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- 四 管理の業務を行うに当たつて保有する個人情報の保護に関する事項
- 五 県が支払うべき管理費用に関する事項
- 六 前各号に掲げるものほか、教育委員会が必要と認める事項
(事業報告書の作成及び提出)

第十条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して二月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 美術館の管理の業務の実施状況及び利用状況
- 二 第二十二条第一項に規定する観覧料の納付の実績
- 三 美術館の管理の業務に係る経費の収支状況
- 四 前二号に掲げるものほか、美術館の管理の業務の実態を把握するために必要な事項
(業務状況の聴取等)

第十二条 教育委員会は、美術館の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に關し毎年度一回又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(教育委員会による管理)

第十三条 教育委員会は、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行つことが困難となつた場合において必要があると認めるときは、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

別表第一中「第二十二条」を「第二十二条」に改める。

別表第二中「第二十二条」を「第二十二条」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三重県立熊野少年自然の家条例(以下「新条例」という。)第二条第一項の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行つことができる。

三重県立熊野少年自然の家条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十二号

三重県立熊野少年自然の家条例等の一部を改正する条例

(三重県立熊野少年自然の家条例の一部改正)

第一条 三重県立熊野少年自然の家条例(昭和五十一年三重県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

別表の一中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

(三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部改正)

第二条 三重県立鈴鹿青少年センター条例(昭和六十年三重県条例第五号)の一部を次のように改正する。
別表の一中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

(三重県農業大学校条例の一部改正)

第三条 三重県農業大学校条例(昭和六十二年三重県条例第五号)の一部を次のように改正する。
第四条第一号イ中「高等学校」の下に「若しくは中等教育学校」を加える。

(犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例の一部改正)

第四条 犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例(平成十六年三重県条例第二号)の一部を次のように改正する。
第九条第一項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の一部改正)

第五条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例(平成十八年三重県条例第六十
八号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号ロ(中「地域の小学校」の下に「及び義務教育学校」を加える。

(三重県暴力団排除条例の一部改正)

第六条 三重県暴力団排除条例(平成二十二年三重県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「中学校」の下に「義務教育学校(後期課程に限る。)」を、「高等学校」の下に「中
等教育学校」を加える。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第四十四号

知事等の給与の特例に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、県の厳しい財政状況を考慮し、平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十日まで
の間ににおいて、知事、副知事、教育長、常勤の監査委員、公営企業管理者及び職員の給与を減額するための特
例を定めることを目的とする。

(知事の給料の額の特例)

第二条 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十日までの間(以下「特例期間」という。)においては、
知事の給料の額は、知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例(昭和二十五年三重県条例第五十三号)第一
条の規定にかかわらず、同条の知事の月額から、その百分の二十に相当する額を減じて得た額とする。ただし、
期末手当及び退職手当の額の算定についての給料月額は、同条の規定による額とする。

(副知事の給料の額の特例)

第三条 特例期間においては、副知事の給料の額は、知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例第一条の規定
にかかわらず、同条の副知事の月額から、その百分の十五に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末
手当及び退職手当の額の算定についての給料月額は、同条の規定による額とする。

(教育長の給料の額の特例)

第四条 特例期間においては、教育長の給料の額は、三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成十二
年三重県条例第六号)第一条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる月額から、その百分の十に相
当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算定についての給料月額は、同条の規
定により定められる額とする。

(常勤の監査委員の給料の額の特例)

第五条 特例期間においては、常勤の監査委員の給料の額は、識見を有する者のうちから選任された監査委員の
給与及び旅費条例(昭和二十二年三重県条例第十九号)第一条の規定にかかわらず、同条の規定により定めら
れる月額から、その百分の十に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算定
についての給料月額は、同条の規定により定められる額とする。

(公営企業管理者の給料の額の特例)

第六条 特例期間においては、公営企業管理者の給料の額は、公営企業管理者の給与及び旅費条例（昭和四十年三重県条例第五十九号）第一条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる月額から、その百分の十に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算定についての給料月額は、同条の規定により定められる額とする。

（職員の給料の月額及び勤勉手当の特例）

第七条 特例期間においては、職員（職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号。以下「職員の給与条例」という。）第一条に規定する職員、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。以下「公立学校職員の給与条例」という。）第二条第一項に規定する職員、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十年三重県条例第六十二号。以下「企業庁企業職員の給与条例」という。）第一条に規定する職員、病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十年三重県条例第五十号。以下「病院事業庁企業職員の給与条例」という。）第一条に規定する職員、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第一号。）第一条に規定する現業職員及び県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第一号。）第一条に規定する現業職員をいう。以下同じ。）の給料の月額は、職員の給与条例、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年三重県条例第六号。）附則第四項から第六項まで、公立学校職員の給与条例、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十七年三重県条例第二十八号。）附則第三項から第五項まで、企業庁企業職員の給与条例、病院事業庁企業職員の給与条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号。）次条において「職員勤務時間条例」という。）第十六条第三項、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号。）次条において「公立学校職員勤務時間条例」という。）第十六条第三項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十二年三重県条例第一号。以下「外国派遣条例」という。）第四条第一項、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第四条、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和二十六年三重県条例第二十六号。）次条において「職員懲戒条例」という。）第四条並びに職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号。以下「育児休業条例」という。）第十七条から第十九条まで、第二十二条から第二十五条まで及び第二十九条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該額の当該各号に定める割合に相当する額（当該相当する額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

一 職員の給与条例第六条の二に規定する特定職員 百分の十

二 職員の給与条例第二十二条第一項に規定する特定管理職員（次号及び第四号において「特定管理職員」という。）であつて、職員の給与条例第六条第一項第一号の行政職給料表（以下この号、第四号及び第五号において「行政職給料表」という。）の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの並びに行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の程度等がこれに相当するものの百分の二・七

三 特定管理職員のうち前号に掲げる職員以外の職員 百分の二・三

四 職員の給与条例第十七条第一項、公立学校職員の給与条例第二十二条の一第一項、企業庁企業職員の給与条例第十条及び病院事業庁企業職員の給与条例第十四条の規定により管理職手当を支給される職員（特定管理職員を除く。）次号において「管理監督職員」という。）であつて、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が六級及び七級であるもの、公立学校職員の給与条例第九条第一項第一号の高等学校等教育職給料表（次号において「高等学校等教育職給料表」という。）の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの、同項第二号の中学校・小学校教育職給料表（次号において「中学校・小学校教育職給料表」という。）の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの並びにこれらの給料表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の程度等がこれに相当するもの 百分の二・八

五 管理監督職員であつて、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの、高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるもの、中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるもの及びこれらの給料表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の程度等がこれに相当するもの 百分の二・三

2 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間ににおける職員の勤勉手当に係る規定の適用については、職員の給与条例第二十二条第一項第一号中「百分の八十五（特定管理職員にあつては、百分の百五）」とあるのは「百分の八十・七五（特定管理職員にあつては、百分の百・七五）」と、職員の給与条例附則第二十二条第一項中「百分の一・一七五（特定管理職員にあつては、百分の一・五七五）」とあるのは「百分の一・一一二五（特定管理職員にあつては、百分の一・五一二五）」と、「百分の八十五（特定管理職員にあつては、百分の百五）」とあるのは「百分の八十・七五（特定管理職員にあつては、百分の百・七五）」と、公立学校職

員の給与条例第二十四条第二項第一号中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十一・七五」と、公立学校職員の給与条例附則第十五項中「百分の一・一七五」とあるのは「百分の一・一一一・一五」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の八十一・七五」とする。

(任期付職員等の給料の月額及び期末手当の特例)

第八条 特例期間においては、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号。以下「任期付職員条例」という。）第四条に規定する特定任期付職員（以下この条において「特定任期付職員」という。）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年三重県条例第七十一号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条に規定する第一号任期付研究員（以下この条において「第一号任期付研究員」という。）の給料の月額は、任期付職員条例、任期付研究員条例、職員勤務時間条例第十六条第三項、公立学校職員勤務時間条例第十六条第三項、外国派遣条例第四条第一項、公益的法人等派遣条例第四条、職員懲戒条例第四条並びに育児休業条例第二十条、第二十一条及び第二十九条の規定にかかるわらず、これらの規定により定められる額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該額の当該各号に定める割合に相当する額（当該相当する額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

- 一 その号給が六号給及び七号給である特定任期付職員、任期付職員条例第四条第三項の規定による給料月額を支給される特定任期付職員、その号給が六号給である第一号任期付研究員並びに任期付研究員条例第五条第四項の規定による給料月額を支給される第一号任期付研究員 百分の二・七
 - 二 その号給が五号給である特定任期付職員並びにその号給が四号給及び五号給である第一号任期付研究員 百分の二・三
 - 三 その号給が四号給である特定任期付職員及びその号給が三号給である第一号任期付研究員 百分の一・八
- 2 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十日までの間における特定任期付職員及び第一号任期付研究員の期末手当に係る規定の適用については、任期付職員条例第五条第二項及び第三項並びに任期付研究員条例第六条第三項中「百分の百六十二・五」とあるのは「百五十八・一五」とする。

(適用除外)

第九条 前二条の規定は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員には適用しない。

第十条 職員の給与条例に規定する給料の調整額及び手当、公立学校職員の給与条例に規定する給料の調整額、教職調整額及び手当、企業庁企業職員の給与条例に規定する手当、病院事業庁企業職員の給与条例に規定する給料の調整額及び手当、任期付職員条例第四条第四項に規定する特定任期付職員業績手当、任期付研究員条例第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和四十一年三重県条例第二十九号）に規定する特殊勤務手当、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）に規定する退職手当並びに公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）に規定する退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額については、第七条及び第八条の規定は、適用しない。

附 則

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 副知事等の給与の臨時特例に関する条例（平成二十五年三重県条例第六十一号）は、廃止する。

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成29年3月28日

三重県教育委員会教育長 仁 口 千 代 口

- | | |
|---------------|---|
| 1 特定役務の名称 | 学校情報ネットワークシステム保守業務委託 |
| 2 担 当 部 局 | 津市広明町13番地 |
| 3 落 札 者 決 定 日 | 三重県教育委員会事務局教育総務課 |
| 4 落 札 者 | 平成29年3月10日 |
| 5 落 札 金 額 | 富士通ネットワークソリューションズ株式会社三重営業所
営業所長 金子 隆
入札価格 188,800,000円
契約金額 204,508,550円 |
| 6 決 定 手 続 | 一般競争入札 |

7 入札公告日 平成29年1月17日

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社